

* 本稿は原稿です。正式な議事録については、市議会ホームページ
(<http://www.kaigiroku.net/kensaku/saitama/saitama.html>)

にてご確認ください。

また、掲載時期については、議会局にお問い合わせください。

議案第155号、(同160号及び修正案)、第161号、第163号、第169号、第170号、第173号、第200号について、いずれも委員長報告に賛成し「原案可決」の立場から討論いたします。

以下、その理由を申し上げます。議案の順番が前後する場合がありますがご了承ください。

議案第155号「令和元年度さいたま市一般会計補正予算(第7号)」についてですが、都市公園遊具修繕については、今年度92基の修繕を行い、来年度末までに残りのすべての修繕と撤去を終えるとのことですが、市民の関心も高いことから期日までのすみやかな完了を要望いたします。母子生活支援施設けやき荘の管理業務については、母子の保護、その後のケアも含め行う施設としてその重要性を認識しています。生活困窮者学習支援事業では、子どもたちの立場に立って考えること、子どもとの信頼関係を築くことをこれまでわが会派で求めておりましたので、今回、利用者のアンケート調査に基づいてよりよい事業にするために見直しをされたことは評価します。ただし、この事業が、制度本来の目的を達成している内容になっているかどうか、また事業者が決定した後も、行政からの定期的なチェックを行うことを要望します。東京2020大会においてさいたま市ではバスケットボールとサッカーが開催されます。大会に向けた気運醸成、おもてなし、本市の魅力を発信するさまざまなイベントも開催されます。多くの税金を投入するためその経済効果をはかり、イベント開催の周知と集客、市民への丁寧な理解を求めることを一言付け加えさせていただきます。

議案第161号は、市長等の期末手当に関する条例改正です。

本件については、さいたま市特別職報酬等審議会の答申において、国との均衡を図る結論には妥当性があるものと考えます。

議案第160号及び修正案は、議員の期末手当に関する条例改正です。報酬審の答申それ自体は同様に尊重すべきと考えますが、台風19号の被害が甚大であることから議会が特別委員会を立ち上げ、市に対して災害対策の拡充を提言

した経緯に鑑み、今回、その財源に充当すべく条例施行期日の延期を図った修正は適切な対応と考えます。

議案164号は、被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例制定です。費用に対して不十分なサービス提供しか受けられないかったり、大規模施設の簡易個室などによって運営のコスト削減を図るような貧困ビジネスは、断じて容認できません。無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の新設、サテライト型施設の位置付けも明確となり、最低基準が示され、事前届け出制など規制が強化されたことは評価できます。厚生労働省の省令では4.95平方メートル以上としていますが、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障する居室としては権利侵害です。さいたま市では、この基準を採用することなく、居室の床面積を7.43平方メートル以上と明記し、現条例と同水準を維持したこと、現状の指導・助言に加え、改善命令が創設され指導権限が強化をされ、勧告・命令、事業停止・公表なども引き続き盛り込まれていることから、全体として規制強化となっております。しかしながら、1つの居室の定員が2人以上の居室や間仕切壁が天井まで達していない簡易個室は3年以内の解消という経過措置となっております。また、4.5平方メートル以下の狭小な居室については認めないものの、7.43平方メートル以下の居室については計画的・段階的に減らすための改善計画書の作成をさせますが「当面の間」と厳密な期間を定めておりません。1日も早く入居者の生存権を保障する必要があります。この解消が進まない時は、無料低額宿泊所を利用する生活保護受給者の住宅扶助における床面積別限度額を適用するなど、市として積極的に無料低額宿泊所の適正化に努めるべきであり、場合によっては居宅移行支援を行うべきである点を一言付しておきます。

議案第173号、は入学準備金の返還を求めるものです。本件については、再三にわたる催告についても反応がなく、連帯保証人の支払い拒否、催告書を送付しても反応がないことからやむを得ないと認めます。

議案第170号は、産業・経済分野の計画を一体化することに伴い、審議会も統合する条例改正であり、必要な手続きとは理解します。ただ、雇用対策、国際化、観光の政策のもつ独自性と課題への対応が、どこまで位置づけられて施策追求がされていくのか懸念されるところです。雇用・労働政策分野や、多文化共生・国際化分野、まちづくり・観光政策などの重要課題について、しっかりと事業成果をあげられる審議会の構成とするよう、強く求めます。

議案第163号は、大宮西高校の閉校に伴う条例改正です。大宮国際中等教育学校が開校した現在、必要な条例改正と考えますが、大宮西高校卒業生、そし

て関係者の方々の思いを踏まえ、今までのレガシーを大切にし、最大限の配慮をしていただきたいこと、また特色ある市立高校をつくっていくという流れの中で位置づけられた中等教育学校の設置であり、その趣旨をしっかりと確実に体現していただきたい思います。

議案第169号は、市民会館うらわの休止、市民会館おおみやの移転に関する条例改正です。市民会館のリニューアルは、浦和、大宮のまちづくりを進めるための大きな役割を担うものとして理解をします。建設や維持管理コストこれまでの利用者への丁寧な対応地域のまちづくりを視野に入れた跡地利用も重要です。特に市民会館うらわは、浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業のビル内に設置される予定であるということから、再開発事業が遅滞なく、早期に再開できるよう都市局など他の所管と協力して確実に進めること、また、民間企業の豊富な実績やノウハウを生かした魅力的な施設になるように努力をしていただくことを申し添えます。

議案第196号から同199号は、いずれも文化施設などの指定管理者の指定に関するもので、指定管理の選定過程などに問題はないと考えます。ただ、いずれも同一団体が担う結果となっていますので、競争による費用の削減やサービスの質につながるような研究をおこない、様々な団体が応募できるよう今後工夫していくよう求めます。

議案200号は、氷川住宅、シビック住宅天沼の指定管理者の指定をします。同様に選定過程は妥当と考えますが、今後は、シビック住宅氷川の稼働率の向上へ向けた取り組みを進めるとともに、公営住宅の果たすべき役割等を社会情勢の変化なども考慮しつつ十分に精査して、制度設計をしていくことが重要です。